

る事件の勃發を待ちて始めて、生すべきにあらずして、實は早晚來るべき大勢なりしが如しと雖、突如として水の決するが如く蕩々泪々として思想界を撼かさずんは止まざるの概あるは竊に悦ぶところなり。歐洲戰亂の終局はそも、何の時か知り得べからずと雖黃雲一たび去りて平和の光の輝き始めん時電光の如く人の心を照らすものは茫漠たる空想・抽象的論議にあらずして一層切實なる具體的なる國民的精神及び國民的生活の自覺にあらん。我等は更に堅實なれ・本質的なれ・深邃なれ・創造的なれ、その心の奥よりの叫聲を止めて遠く逝ける「大正三年」を送りて、思想文藝の分野に残せる餘韻に耳傾くれば、その反響の更に廣く大なれと思ふの情實に切なるものあり。

こゝに別冊調査報告(之れを略す)を具して大正三年に於ける文科に關する事項の一部を報告す。思ふに大正四年は更に最も留意すべき幾多の問題を藏するに似たり。庶幾くは今後猶同學の諸氏と共に國民精神の去來に關して靜思瞑想し、國民教育の任務を全うせん事を。

其 二

一、四 窪 田 け い

大正三年に於ける文科に關する學術中、特に歴史地理研究の概要を報告す。

大正三年に於ける歴史に關する研究は其の範圍に於て益廣く、其方法に於て愈精しく、研究及び報告の發表せらるゝもの頗る多かりしと雖、これを綜合し且つ分析すれば三の特點に想到し得べきが如し。

其の一は史學の基礎概念に關する最近思想の影響及び一般史料の續々公刊せられしことなり。一般史學に關しては、大類學士の「オイケンの歴史哲學」、石田學士の「ウインデルバンドの史學と自然科學」、鈴木學士

の「バテン氏の歴史の經濟的解釋」、内田博士の「傳記の研究」、植田學士の「史學と文學」の如き數篇に過ぎざりしと雖、史學の基礎に關する學說として特記すべき研究紹介なりき。而して大日本史料及び大日本古文書の續刊、國史刊行會、國史叢書及び經濟叢書、佛書刊行會等の出版の如き、いづれも斯學の貴重なる資料にあらずはなし。

其の二は郷土的研究の發達にしてこれ大正三年に於ける史學界に於て特に注意すべき事項の一なり。先づ史蹟名勝天然紀念物保存會の成立及び其の出版の影響は各地方に及び、史蹟名勝の調査保存を目的とせる團體勃興し、なほ縣會に於てこれが方法を講じ、或は國法を以てこれを保護し、これに關する一般公德心の緊張を見るに至りしは注意すべき現象の一なり。既に此の時に當り三好博士の「歐洲各國に於ける天然紀念物の保存」の如きは最も有力説述の一なりしが如し。先年以來雜誌「郷土研究」の發行あり、著しく郷土的・民俗學的研究の勃興を見しが、此の方面に於ても各地方に郷土的研究趣味の發生するあり。未刊郷土史料の發刊、郷土史研究會の成立、其の機關雜誌の發行せらるゝあり。かくて學界多年の懸案たりし神籠石問題は更に白鳥・關野博士・大類・谷井學士等の間に論究せられ尙將來繼續せる興味ある問題たるに似たり。又上古の陵墓に關しては先年來喜田博士の研究を見たりしが高橋健自氏考古學上よりこの問題を批評せらるるに及びて興味ある爭論を惹起し、これ亦未了の問題として存せり。而して一般郷土研究に於ては、本邦にては、九州最も多く研究せられ、次に房總、伊勢及び其の附近、三河、四國等にしてその研究の結果はただ地方的問題たるに止らずして、本邦史研究の進歩に關するもの少からず。又朝鮮に關しては洞溝平原の古城址に就いて白鳥博士鳥居氏の間に論究せらるゝ所あり。又滿洲に關しては眞番郡の位置に關して市村博士・白鳥博士・箭内學

士・稻葉氏の間研究を上下せらるゝあり。津田左右吉氏の「遼東屬國の性質につきて」の如き、兩漢時代の遼東屬國の性質を明かにするに就きて有力なる論文なりき。

塞外については白鳥博士の「不明の拂菻國」柴學士の「重迦羅の位置に就きて」箭内學士の「オランカイン衛名稱考」堀謙徳氏の「法顯の行路」あり。

歐洲方面にては僅に「エルザスローリンゲン問題」及び中世末期獨乙都市の發達の二篇に過ぎざりき。其の三は大正三年に於ける論文・報告を政治史的研究と文化史的研究とに大別すれば分量に於て文化史的研究の増加を見、實質に於て政治史的研究の精確を見又之れを時代に就いて云へば政治史的研究に於ては中世以後近世に關するもの多く而して特に本邦に於ては近世に於ける外國關係の史實の研究の増加を見るが如きは亦一顧の價值ある問題なり。次に文化史的研究に於ては古代に屬するもの多く、これを政治史に於てその研究漸次進歩して近世の複雑なる事相を研究する傾向あるに比すれば、文化史研究の曙光は先づ蒼茫たる古代に向つて輝き始めたが如き觀あり。大正三年に於ける政治史的文化史的研究の比較は固より概括に過ぎずと雖も自ら歴史研究の趨勢を窺るに足るものなしとせざるなり。

誠にその大要を云へば本邦史の上古に關しては主として人種論的事項に屬し、高木博士の「素盞鳴尊神話に現れたる高天原要素と出雲要素」の如き喜田氏の「俘囚考」東人考「蝦夷と佐伯部との關係」及び大西氏の「出雲民族の紀伊植民」の如き古代史研究の基礎として看過すべからざるものにして、史學・人類學の方面に於て更にこの種の研究興味の發生しつゝあるは注意すべき事項ならん。

奈良時代には奈良朝時代史論の發刊及び田崎商學士の「大化改新の社會上經濟上並びに思想上の意義」は

族制國家の權力國家に變じ行ける社會狀態を論じたるものにして之亦注意すべき論文なりといふべし。降りて平安朝に至りては「平安朝の京都」の如き興味ある論文を見たりしも頗る少く、大正三年に於ける主たる研究は「松浦黨」、「倭寇の研究」、「天龍寺船」、「日天・日明貿易の研究」、秀吉の對外態度、大阪役前の豊太閤及び降りては歴史地理學會の江戸時代史論講演會の諸講演の如き近世に關するものにありき。

東洋諸邦に關しては僅に稻葉氏の清朝氏の如きは近世支那史の最初の試として注意すべきものに似たり。

西洋史に關しては時局の爲に著しく史的興味を惹起せしもの、如くバルカン半島に關する政策の變遷歐洲戰亂の近因に關して新聞・雜誌等に現はれたる論文・單行本を見しが、思想界及び文藝界に於て歐洲精神の紹介多きを見るに比して、此の方面に於ては全くこれに反する觀あるは興味ある對照なりといふべし。

次に文化史に於ては内田氏の「我が國の氏族制度につきて」辻氏の「社寺領性質の研究」中田氏の「徳川時代の海法」あり、神祇に關しては我が國にては星野喜田博士等の研究あり。支那に關しては星野博士の「支那古代の相續法」及び「支那上代の田制考」内田博士の「支那古代の姓氏に關する研究」後藤學士の「支那古代文化史の研究法に就きて」等あるも、これ亦西洋史に於ては見るべきものなし。これ或は自然のことなるべしと雖も或は現時の歴史研究の大勢が日本及び東洋の研究に全力を擧げ、以て東洋學術の淵藪たらんことを期するの意氣亦自ら與かるところ多かるべく、歐洲戰亂終りて我が國の世界的位置益々確立するに至らば西洋史研究の機運は自ら勃興すること無きにあらざるべし。これ獨り純學術研究の問題たるに止らず實に國民教育上至大の問題たらん。

次に地理に關する研究を統括すれば一般究研に於ては地下水地質學、水路部及農商務省の諸報告を擧ぐべしと雖大正三年に於る主たる研究の動機は一は突發せる地變一は歐洲戰亂の勃發に基因せるを認らるべし。前者は櫻島の噴火にして大森佐藤氏の數回に渡れる詳細なる報告を始として其の他の關係報告あり。又この爆發の影響として起れる南硫黃島附近新島の湧出に關しては寺田博士の論說ある等火山噴火に就ての研究頗る多し。

歐洲戰亂に就ては「地理上より見たる歐洲戰亂」の如き題下に於て屢々論述せられたり。而してこの事實よりして南洋方面の諸島青島の研究を生ぜり。之に關しては西村先生の「南洋の獨乙領」あり又南洋探險隊の組織せられて大學農林學校等の教授の南洋に向はるゝあり。又青島に關しては南滿洲鐵道會社にて山東省の鑛産を調査せるの事實その外數種のこれに關する論說あり何れも時局の刺戟に因るものゝ如し。

尙一步進んで歴史・地理兩者に亘りて概括すれば此の研究の範圍漸々擴大せられ且つ精確ならんとするは特に注意すべく、又教育教授の方面に關しては歴史地理協議會の開催、歴史人名地名稱呼一定・地名字彙の發刊の如き何れも特記すべき事項に屬す。

特に大正三年に於ては歐洲戰亂の勃發によりてゆくりなくも歴史地理的知識の普及を見るに至れり。然るに時局は一として實物教訓ならざるはなく、今や歴史地理教育の效果及び必要は的確に自覺せられ且つ省察せられ、歐洲戰亂の全局面及びその必要事項の如きは日々教示せられつゝあり。かくて國民教育に於け歴史地理の知識の向上が國民的自確の確實なる基礎となるあらんか、獨り之等教育の任務に當るものゝ悦ぶところたるに止らず。實にその關するところ甚大なるべきなり。(完)

□「國語教授の研究」は紙數の都合に由りこれを略す

◎東京女子師範學校學術談話會規程

- 第一條 本會ハ本校生徒ガ平素學修スル事項ヲ互ニ談話シ智徳ノ増進ニ資スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ヲ文科、理科、技藝科ノ三部ニ分テリ
- 第三條 本會ハ本校生徒ヲ以テ組織ス生徒ハ其學修スル分科ニ從ヒテ第二條ノ三部ノ一ニ屬スルモノトス
- 第四條 本校卒業生ハ本會ノ賛助員タルコトヲ得
- 第五條 本會ハ本校教官ヲ請フテ客員トナス
- 第六條 本會ニハ會長ヲ置ク。會長ニハ校長ヲ推戴ス
- 第七條 本會ノ各部ニ部長一名ヲ置ク。部長ハ各員中ニ就キテ會長之ヲ囑トス
- 第八條 本會各部ニ幹事ヲ置ク。幹事ハ各部所屬ノ會員ヨリ各級若干名ヲ互選ス
- 第九條 部長ハ談話ノ事項方法等ヲ監督指導スルモノトス
- 第十條 幹事ハ部長ノ指揮ヲ受ケテ各部ノ事務ヲ取扱フモノトス
- 第十一條 部長及幹事ノ任期ハ各一箇年トス
- 第十二條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク
- 第十三條 本會各部ハ各部ニ於テ行ヘル談話研究等ノ報告ヲ印刷シテ配布スルコトアルベシ
- 第十四條 本會各部ノ内規ハ會長ノ承認ヲ經テ會長之ヲ定ム
- 第十五條 第六臨時教員養成所及ビ卒業生ハ本校生徒及ビ卒業生ニ準ズ
- 第十六條 本規程ハ會長ノ承認ヲ經ルニアラザレハ變更スルコトヲ得ズ

◎東京女子高等師範學校學術談話會

- 文科部内規
- 第一條 本會ハ學術談話會規定第一條ノ主旨ニヨリ文科生徒ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二條 理科技藝科第六臨時教員養成所生徒ニシテ本部ニ入ラント欲スル者ハ其旨幹事ニ申出ヅベシ
- 第三條 本部ハ毎學期一回部會ヲ開ク例トス
- 第四條 部會開會ノ日時及次第ハ東京及近縣ノ賛助員及客員ニハ每會之ヲ通知ス
- 第五條 部會ノ講演者ハ會員、賛助員、客員中ニ就キ豫メ定メ置クモノトス。但臨時ニ講演招聘セントスルモノアル時若シシテ他ヨリ講演者ヲ招聘セントスル時ハ部會ノ承諾ヲ經ベシ
- 第六條 本部ハ毎學期凡ソ一回會誌ヲ發行シ學術談話會規程第十三條ノ報告ヲナス
- 第七條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク其任期ハ各一ケ年トシ毎年四月之ヲ改ム
  - 一、評議員 若干名
  - 二、編輯掛 四名(四年生二名三年生二名)
  - 三、庶務掛 四名(各學年一名)
  - 四、評議員ハ各員ニツキ本部之ヲ依頼ス
  - 五、部長ハ客員又ハ賛助員ニ事務ノ一部ヲ依頼スルコトヲ得
- 第八條 評議員ハ本部ノ事務ヲ商議ス
- 第九條 編輯掛ハ左ノ事務ヲ行フ
  - 一、會議原稿ノ蒐集
  - 二、會誌ノ編纂
- 第十條 會計掛ハ左ノ事務ヲ行フ
  - 一、金錢及物品ノ保管及出納
  - 二、會計帳簿ノ整理

三、毎年三月末日ニ於テ前一年金錢出納ノ明細書ヲ製シ之ヲ報告スルコト

第十一條 庶務掛ハ左ノ事務ヲ行フ

- 一、通信、記録
- 二、會場ノ選定及整理
- 三、講演者ヲ定ムルコト
- 四、會誌ノ發送

第十二條 本部會費ハ當分會員ハ實費ヲ賛助員ハ年額七十錢ヲ毎年四月ニ於テ納ムルモノトス

第十三條 本部ニ受領セル會費ハ本部發行ノ會誌ニ於テ之ヲ報告ス

第十四條 會費ノ未納二箇年ニ及ブ者ハ會誌ノ發送ヲ見合ヌコトアルベシ

第十五條 退會セントス欲スル者ハ其旨幹事ニ申出ヅベシ

以上

大正四年三月廿五日印 刷 (非賣品)

大正四年三月廿七日發行

發行所 東京女子高等師範學校内

發行所 文科學術談話會

編輯兼 東京市赤坂區新坂町六番地八號

發行員 千葉 安 良

印刷者 東京市神田區旅籠町三丁目三番地

印刷所 烟 桂之助

印刷所 廣業館

(電話下谷五五七番)